

福知山市告示第200号

福知山市立図書館電子書籍スポンサー制度実施要綱を次のように定める。

令和8年10月 2日

福知山市長 大 橋 一 夫

福知山市立図書館電子書籍スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福知山市立図書館（以下「図書館」という。）において市民の利用に供するために導入する電子書籍に関し、事業者等から費用負担を受ける電子書籍スポンサー制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「電子書籍スポンサー制度」とは、図書館で提供する電子書籍（雑誌コンテンツ含む。以下同じ。）に係る費用を継続的に負担する事業者等（以下「スポンサー」という。）の名称等を図書館が運営するふくちやま電子図書館ホームページに掲載し、利用者の閲覧に供する制度をいう。

(電子書籍スポンサーの要件)

第3条 電子書籍のスポンサーとなることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、1年以上電子書籍の費用負担を行うことができる者とする。

(1) 企業又は個人の事業者

(2) 公共的団体、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに類する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、福知山市有料広告掲載要綱第3条第2項に規定する業種又は事業者は、スポンサーとなることができない。

(電子書籍の選定)

第4条 スポンサーは、図書館が提示した電子書籍コンテンツリストから対象電子書籍を選定する。

2 前項に規定する対象電子書籍の選定に当たり、同一電子書籍に複数の申込みがある場合は、先着順によりこれを選定するものとする。

(選定した電子書籍の取扱い)

第5条 スポンサーは、前条の規定により選定した電子書籍をふくちやま電子図書館ホームページにおいて、1年単位で提供するものとし、期間途中での変更はできないものとする。

2 スポンサーが選定した電子書籍について提供困難な事由が発生したときは、スポンサー、電子書籍コンテンツ提供事業者及び図書館が協議の上、内容を変更することができるものとする。

(費用の負担及び支払方法)

第6条 スポンサーは、選定した電子書籍コンテンツに係る費用の全額を負担するものとする。

2 スポンサーは、図書館が指定する電子書籍コンテンツ提供事業者に対して、負担

すべき費用を指定期日までに直接支払うものとする。この場合において、当該費用の支払は、毎年一括前払とする。

- 3 前2項に定めるもののほか、振込手数料及びバナー広告に係る費用等（図書館が作成するものを除く。）は、スポンサーの負担とする。

（スポンサーの申込）

第7条 スポンサー制度の申込みをしようとする者は、福知山市立図書館電子書籍スポンサー申込書（様式第1号）に、バナー広告案及び会社概要等業務内容が分かるものを添付して、教育長に提出するものとする。

- 2 前項の申込みは、福知山市立図書館電子書籍スポンサー申込フォーム（電子申請）での申請も可能とする。

- 3 教育長は、前項の規定による申込みがあったときはその内容を審査し、適当と認めたときは福知山市立図書館電子書籍スポンサー決定通知書（様式第2号）、不適当と認めたときは福知山市立図書館電子書籍スポンサー不決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

- 4 前項の規定により決定通知を受けたスポンサーは、電子書籍コンテンツ提供事業者別に指定する期限までに前条に定める費用を支払うものとする。

（バナー広告の掲載）

第8条 バナー広告は、ふくちやま電子図書館のホームページに掲載するものとし、その内容はスポンサーとなった企業又は事業者の名称の末尾に「文庫」又は「ライブラリー」等を付した名称及び当該スポンサーの業務内容等とする。

- 2 スポンサーは、次の各号のいずれかに該当するバナー広告を掲載してはならない。

（1） 福知山市有料広告掲載要綱第3条第1項及び福知山市広告掲載基準に該当するもの又はそのおそれがあるもの

（2）教育長が適当でないと認めるもの

（バナー広告の規格及び作成）

第9条 バナー広告の原案は、図書館の定める広告規格に基づき、当該スポンサーが作成するものとし、掲載するバナー広告は、図書館と協議の上、決定するものとする。

（バナー広告の掲載期間）

第10条 バナー広告の掲載期間は、第5条に定める期間とする。ただし、当該期間満了の2カ月前までに図書館又はスポンサーから更新しない旨の意思表示がない場合は、さらに1年間更新するものとする。

- 2 スポンサーは、前項に規定する更新を行わないときは、福知山市立図書館電子書籍スポンサー解約届（様式第4号）により届け出るものとする。

（バナー広告の変更）

第11条 スポンサーは、バナー広告の掲載期間途中において、やむを得ずバナー広告の内容を変更しようとするときは、福知山市立図書館電子書籍スポンサー広告内容変更申込書（様式第5号）に、新たな掲載広告案を添付して、教育長に提出しなければならない。

- 2 前項の申込みは、福知山市立図書館電子書籍スポンサー広告変更申請フォーム（電子申請）での申請も可能とする。

（スポンサーへの協議要求）

第12条 バナー広告掲載後の事情変更等により、バナー広告の内容が第8条の規定に

抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、図書館はスポンサーに対し、バナー広告の内容変更について協議を求めることができる。

(スポンサーの責務)

第13条 スポンサーは、掲示したバナー広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(スポンサーの取下げ及び解約)

第14条 スポンサーは、バナー広告の掲載期間途中においてバナー広告の掲載を取り下げようとするときは、福知山市立図書館電子書籍スポンサー広告取下届(様式第5号)により届け出るものとする。ただし、電子書籍コンテンツ提供事業者へ支払われた費用等については、これを返還しない。

2 前項の届出は、福知山市電子書籍スポンサー広告取下げ申請フォーム(電子申請)での申請も可能とする。

(スポンサーの取消し)

第15条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、スポンサーの決定を取り消すことができる。この場合において電子書籍コンテンツ提供事業者へ支払われた費用等については、これを返還しないものとする。

(1) 第12条の規定による求めに応じないとき。

(2) スポンサーが解散し、又は破産手続開始の決定を受けたとき。

(3) スポンサーが第3条第2項に該当するに至ったとき。

(4) その他スポンサーとして適当でないと教育長が判断したとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月 2日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

福知山市教育委員会教育長 様

住 所（〒 ）

名 称

代表者又は氏名

電話番号

FAX

メールアドレス

福知山市立図書館電子書籍スポンサー申込書

福知山市立図書館電子書籍スポンサーについて、関係書類を添え下記のとおり申し込みます。
なお、申込みに当たり、福知山市税の納付状況について調査を行うことに同意します。

記

1 提供電子書籍

1
2
3

2 期間（予定）

年 月 日から 年 月 日まで

なお、期間満了2か月前までに解約の意思表示をしない場合は、翌年1年間自動的に更新するものとし、その後も同様とします。

3 添付書類

- （1）バナー広告原稿（案）
- （2）事業所等の業務内容等が分かるもの

4 その他

- （1）上記「1 提供電子書籍」を図書館に提供し、指定された方法により費用の全額を負担します。
- （2）提供する電子書籍の取扱いについては、図書館に一任します。
- （3）福知山市立図書館電子書籍スポンサー制度実施要綱及び関係法令を遵守します。
- （4）福知山市有料広告掲載要綱第3条第2項に規定する業種及び事業者には該当しません。

第 年 月 日 号

様

福知山市教育委員会

教育長

印

福知山市立図書館電子書籍スポンサー決定通知書

年 月 日付けで申請いただきました福知山市立図書館電子書籍スポンサーの申し込みについて、次のとおり決定したので通知します。

提供を受ける 電子書籍	
受 入 期 間	年 月 日～ 年 月 日
電子書籍コンテ ンツ提供事業者	

(注)

- 1 ホームページ上のバナー広告の掲載位置、その他の取扱いについては、図書館が決定します。
- 2 提供する電子書籍が変更となる場合や、提供できなくなると見込まれる場合は、あらかじめ福知山市立図書館と協議してください。
- 3 掲示するバナー広告の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、新たに掲示する広告について申請し、福知山市立図書館の承認を受けてください。
- 4 福知山市立図書館電子書籍スポンサー制度実施要綱第6条に基づき、電子書籍コンテンツ提供事業者から請求があった場合は、指定期日までに一括前払いをしてください。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

福知山市教育委員会

教育長

印

福知山市立図書館電子書籍スポンサー不決定通知書

年 月 日付けで申請いただきました福知山市立図書館電子書籍スポンサーの申し込みについて、下記の理由により不決定となりましたので通知します。

不承諾の理由	
--------	--

年 月 日

住所(〒 -)

代表者又は氏名
(連絡先)

福知山市立図書館電子書籍スポンサーを1年をもって解約したいので、福知山市立図書館電子書籍スポンサー制度実施要綱第10条第2項に基づき届け出ます。

記

1 提供電子書籍

2 期 限 年 月末 まで

(注) 届出は、期間満了の2か月前までに提出してください。

様式第 5 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

福知山市教育委員会教育長 様

住 所（〒 ）

名 称

代表者又は氏名

電話番号

FAX

メールアドレス

福知山市立図書館電子書籍スポンサー広告内容変更申込書

福知山市立図書館電子書籍スポンサー制度実施要綱第 1 1 条の規定に基づき、バナー広告の内容を変更したいので、広告案を添えて申込みます。

記

1 提供電子書籍

2 変更を必要とする理由

様式第6号（第14条関係）

年 月 日

福知山市教育委員会教育長 様

名 称

代表者

福知山市立図書館電子書籍スポンサー広告取下届

福知山市立図書館電子書スポンサー制度実施要綱第14条第1項の規定に基づき、バナー広告掲載を取り下げます。

なお、予定期間内における必要経費については、当方で負担します。

記

1 提供電子書籍

2 取下げ期日 年 月末から

3 当初予定期間

年 月 日から 年 月 日まで